

学校いじめ防止基本方針

平成26年 3月(策定)

平成29年11月(改訂)

平成31年 1月(改訂)

八戸学院光星高等学校

学校いじめ防止基本方針

八戸学院光星高等学校

1. いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、ひやかしや、からかいなどのほか情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり自らの命を絶とうとしてしまったり、深く傷つき悩んでいる生徒もおり、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼしている。

このように、いじめはその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり絶対に許されない行為である。

このことを踏まえ、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向けた日々の指導体制を定め、いじめの未然防止に努める。

また、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は保護者、地域、関係機関との連携を速やかに取り早期解決するために学校いじめ防止基本方針を定める。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行なう心理的又は物理的な影響を与える行為(けんかやインターネットを通じて行なわれるものを含む)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「いじり」「ふざけ」「じゃれあい」がいつのまにか「いじめ」に発展していくこともあるため、背景にある事情を調査し、生徒が感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめはその生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものであり絶対に許されない行為である。

(3) いじめの構造やその背景

いじめられた生徒の立場に立っていじめに当たると判断した場合でも、その全てが厳しい指導を要するものとは考えられない。いじめにいたる構造、背景など全てのいじめ事案について個々に違いがあるため慎重に調査しなければならない。

また、いじめは「観衆」(はやしたてたり、面白がったりして見ている)・「傍観者」(見て見ないふりをする)などの生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用になったりする。

(4)いじめの一般的態様

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる。
3. 軽く小突いたり、ぶつかられたり、また叩かれたり蹴られたりなどの暴力を振るわれる。
4. 命令や使い走りをさせられる。
5. 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり捨てられたりする。
6. ものを壊したり、落書きなどをされる。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。

3. 校内体制について

(1) 日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期発見するための日常の指導体制を次に定める。

いじめ防止委員会の設置 (別紙 1)

(2) 緊急時の指導体制

いじめを認知した場合、解決に向けた組織的取り組み体制を次に定める。

いじめ対策委員会の設置 (別紙 2)

○いじめ防止委員会の年間活動内容

- ・毎週 月曜日 学校生活状況報告(各科長)
- ・4月 いじめ防止委員会の年間活動計画を作成
新入生(入学生ガイダンス)でいじめ防止について詳しく説明(生徒指導部長)
在校生(2・3年次生)いじめ防止について学年集会で説明(各学年主任)
- ・5月 学校生活アンケート実施(生徒指導部)
- ・6月 いじめ・体罰アンケート実施(生徒指導部)
- ・7月 夏休み前の集会時、いじめ防止に関する事前指導(生徒指導部長)
- ・9月 学校生活アンケート実施(生徒指導部)
- ・12月 いじめ・体罰アンケート実施(生徒指導部)
冬休み前の集会時、いじめ防止に関する事前指導(生徒指導部長)
- ・2月 学校生活アンケート実施(生徒指導部)
- ・3月 春休み前の集会時、いじめ防止に関する事前指導(生徒指導部長)

※アンケート集計後に全職員へ結果報告、事案により対応策を検討する

※各科・各学年の集会時にはいじめ防止の啓発を行う

4. いじめの未然防止について

いじめはどこの学校でも自分の学級でも起こりえると言う認識の下、教員相互の情報交換を密に行い連携し、いじめは絶対に許されない行為であることを浸透させ、生徒の規範意識の構築といじめを生まない豊かな心、望ましい人間関係づくりに努める。

(1) 生徒に対して

いじめは決して許されない行為であり、場合によっては犯罪行為となることを様々な活動の中で指導する。

見て見ぬふりをすることはいじめを肯定していることと同じで、悪いことと毅然と判断しやめさせたり報告したりする勇気の大切さについて指導する。

(2) 教師に対して

いじめは決して許さないという毅然としたぶれの無い姿勢で指導する。

校内巡視など、生徒とのかかわりを教師から作り多くの声掛けを通し信頼関係の構築に努める。

いつでも家庭連絡を取れるように保護者との信頼関係の構築に努める。

(3) 学校全体として

学校自体がいじめに対して真っ向から取り組みいじめは許さない許されない土壌づくりに努める。

アンケート調査(別紙4・学校生活アンケート、別紙5・いじめ・体罰アンケート)を年間5回(5月・6月・9月・12月・2月)実施し、その結果については全教職員で共有し、いじめ問題に全体で取り組む。

また、生徒会主体でいじめ防止活動を行い予防する。

- ・「笑顔での挨拶運動」の実施(登校時、校舎内)
- ・いじめ撲滅標語の公募
- ・各教室、校舎内掲示板に公募したいじめ撲滅標語を掲示
- ・JUMPの活動の積極的参加

(4) 保護者地域に対して

生徒が発する変化サインに気づいたら学校へ連絡するよう信頼関係の構築に努める。

学校・家庭・地域・関係機関などすべての人が、生徒本人のためを思い取り組んでいることに理解を求め協力をお願いする。

5. いじめの早期発見について

いじめ問題を解決するためには、早期発見、早期対応が重要である。そのために、ホームルーム活動を重んじ、更に校内巡視を強化し、多くの生徒と触れ合うことが出来る機会を増やし、気軽に声がけを繰り返し、発するサイン(別紙3)を見落とさないように努める。また、教師間の情報交換に努め、学年を超えた指導体制を組織しいじめ問題の早期発見、早期解決に取り組む。いじめ行為を直接発見(別紙6)した場合は、その行為をすぐやめさせるとともにいじめられている生徒や、通報した生徒の安全を確保する。いじめ対策委員会に速やかに報告し対応する。

6. 解決に向けた対応

いじめ発見した場合は、その行為をすぐやめさせるとともにいじめられている生徒や、通報した生徒の安全を確保し徹底して守り通す。同時にいじめ対策委員会に報告し同委員会で対応する。

(1) 生徒への対応

・いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を理解し安全安心を確保するとともに心配不安を取り除き全力で守り抜くと言う強い決意の下、次の項目に留意し継続的に支援を行なう。

心のケアをする。今後の対策・活動等について相談し設定する。自信回復のため認め励ます。

・いじている生徒への対応

いじめは絶対に許されないという毅然とした姿勢で、いじている生徒が自分の内面を自ら吐き出せるよう、また、他人の痛みを感じることが出来るように継続的に支援を行なう。

事実の確認を通し、いじめに至るまでの背景要因を理解するとともに被害者の苦痛を知ることによりいじめを否定する心づくりを指導する。そして人間としてのあり方、今後の生き方について指導し、立ち直りを支援する。

いじめの内容により懲戒の有無について検討する。

(2) 関係する集団への対応

自分の問題として捉えさせ見て見ぬふりをするのはいじめを肯定していることと同じで、悪いことと毅然と判断する力、止めさせたり報告したりする勇気の大切さについて指導する。

(3) 保護者への対応

・いじめられている生徒の保護者への対応

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くしますと言う決意姿勢を伝え、じっくり話を聞き少しでも安心できるように努める。(電話だけではなく、学級担任、学年主任が家庭訪問)

・いじている生徒の保護者への対応

確認した事実について丁寧に説明し、いじめは誰にでも起こりうる可能性があり、生徒保護者の心情に配慮する。保護者の協力を求め、生徒の行動が変わるよう学校は努力すること伝える。

(いじめの事案により、学校に直接来ていただき、学級担任・学年主任・教頭が説明)

・保護者同士が対立している場合など

双方の和解を急がず、相手や学校に対する不満など丁寧に聞き取り中立の立場で臨む。管理職が率先して対応することが有効な場合もある。

(4) 関係機関などとの連携

・法人本部、青森県総務学事課との連携

調査した事実関係について正確に報告
関係機関との調整

- ・警察との連携
 - 心身や財産に重大な被害が疑われる場合
 - 違法行為が確認された場合
- ・福祉関係との連携
 - 家庭の養育に関する指導助言
 - 生徒の生活環境の把握
- ・医療機関との連携
 - 精神保健に関する相談
 - 精神状況についての治療・指導助言

7. 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を計画した場合(生命)
- ・精神的に疾患を発症した場合(心)
- ・身体に重大な障害を負った場合(身)
- ・高額の商品を奪い取られた場合(財産)

生徒が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合
- ・連続した欠席の場合は状況により判断する。

生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった場合は、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の報告、調査

学校が重大事態と判断した場合、法人本部ならびに青森県総務学事課に報告する。
設置する重大事態調査のための組織に協力する。

8. いじめ解消の定義

いじめの解消は以下の2つの要件を満たすこと。

- ・いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること。
- ・いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

9. 評価

いじめ防止委員会においては毎年12月中に学校で定めたいじめへの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかアンケート調査を実施しいじめの対処がうまく行かなかったケースの検証などを行い学校評価項目とする

- ・アンケート調査用紙(別紙4・学校生活アンケート、別紙5・いじめ・体罰アンケート)
- ・年間5回(5月・6月・9月・12月・2月)実施する

10. その他

本校の生徒の多くは広く青森県内から入学してきている。中学校からただ一人だけの入学というケースも多く、入学直後は、誰一人話し相手がない場合もある。孤立感から寂しさ、学校嫌い、そして不登校なども考えられるので特に入学直後は生徒に教師から積極的なアプローチが必要である。また、各クラスでは、丁寧な自己紹介の時間を企画するなど、生徒にとり楽しい時間を作り上げる工夫も必要である。

○ネットいじめに対する対応の方策

ネットいじめが確認された場合、直ぐに削除する。名誉毀損、プライバシー侵害などがあつた場合法務局又は地方法務局に協力を求め、プロバイダに削除を求める。尚、生徒の生命身体又は財産に重大な被害の恐れが生じる場合は所轄警察署に通報し援助を求める。

- ・早期発見と防止
- ・ネットパトロールによる早期発見
- ・ネット上の人権侵害情報に関する相談窓口の周知
- ・情報モラル教育の推進

○保護者、地域、関係機関との連携のあり方

学校基本方針などについて、地域・保護者の理解を得るために家庭訪問や学級通信、学年通信、PTA便りなどを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。